

承認第6号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月27日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路における市職員による維持業務により発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

平成30年 10月 1日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

北九州市在住 男性 66歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成30年6月28日(木)午前9時15分頃

(2) 事故の発生場所

中間市通谷四丁目1341-21番地先

(3) 事故の状況

市職員が刈払い機を使用して除草作業を行っていたところ、石が跳ね、相手方が所有し、同人が運転走行中の車両に当たり、当該車両に損傷を生じさせた。

3 損害賠償の額

157,961円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた物件損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。